



かなうち まさき
叶内 昌樹 議員

鳥獣保護区域の必要性は

賛成でも反対でもない



イヌワシの行動範囲は70~250kmとされている

【質問】 舟形町・最上町・尾花沢市の山間部に関西電力が1基あたり4メガワット国内最大級の大型風車を40基の建設する計画があるようだが、舟形町の山間部において国の天然記念物であるニホンイヌワシのつがいやクマタカの生息が確認されたようであり、再生可能エネルギーの総論としては賛成でも、個別案件になれば問題が多く出て

きます。国や県に対して鳥獣保護区域の要請は出来ないのか。

【町長】 舟形町・最上町・尾花沢市における風力発電事業については、現在「山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例」に基づき、事業者と県の協議が行われています。協議終了後には住民説明会を

行い、環境影響評価（環境アセスメント）に入る予定となっておりますが、現時点では、事業の着手について何も決まっていない状況でありますので、当町を含め、最上町、尾花沢市においても、賛成または反対等の意思表示を行っておりません。

鳥獣保護区とは、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定される区域で、その区域にどのような鳥獣が生息し、保護を行わなければならないかといった指定区分により、環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と、都道府県知事が指定する都道府県指定鳥獣保護区に分かれております。なお、鳥獣保護区に指定された場合、狩猟については禁止されておりますが、工作物の新築等については、許可行為が必要とされる場合があるもの、必ずしも禁止とはなっていないようです。



関西電力による風力発電事業予定の熊ノ返山再生可能エネルギーの為に自然界を破壊するの

鳥獣保護区指定への要請については、事業者と県の協議が終了した後に実施される、環境影響評価（環境アセスメント）において、希少鳥獣の生息確認や、活動範囲、営巣場所や餌場などの調査が行われますので、その結果を見て必要性を判断したいと考えます。



いしやま かずはる
石山 和春 議員

不法投棄の根絶を

適切な啓発活動を実施する



道路脇に捨てられたガスボンベ

【質問】 ゴミの不法投棄禁止は何十年も前から叫ばれてきました。一時期は、家庭でのゴミだけではなく使用済みの農業用資材、電化製品までもが投棄されていきました。

町の広報や、のぼり旗立看板の設置等により町民にも一定程度理解されていると思っておりますが近年また増えたように感じしております。

今年5月にも町道太郎野富田線ホーヤ沢地区の町道脇に大量のゴミとガスボンベまでありました。のぼり旗や立看板の設置は、最低限必要な対策です。町道沿いや不法投棄されやすい場所は把握されていると思います。確認の上適切な対策を取るべきと思いますが町長の考えを伺います。

【町長】 当町での不法投棄物の内容としては、廃家電、空き缶や空き瓶等の家庭系の廃棄物が多い状況です。不法投棄の通報を受けた場合は、速やかに現地

確認を行ない、県や警察衛生組合等と連携を図り投棄者の割り出しや廃棄物の種類、規模に応じ、適切な撤去、処理に努めております。

質問にありましたガスボンベについても、警察に相談し確認していただきましたが、関係者の特定までは至らず町で処理したところです。

主な防止対策として、のぼり旗及び立看板の設置や県との合同によるパトロールの実施、チラシの回覧、配布等の啓発活動を行っております。のぼり旗等の設置については、不法投棄があった箇所に設置しております。設置本数については令和4年度実績で最上管内の市町村全体の設置本



投棄防止に有効な立看板

数603本であるのに対し、当町は289本と最上管内で一番多く設置して啓発しております。また、パトロールについては、春秋の年2回実施しております。5月には舟形・長沢地区で行っており、10月には、堀内